

KS 法改正ニュースレター Vol.2

KS 経営労務コンサルタントオフィス: <https://www.ks-keiei.com/>

「内閣官房 人生 100 年時代構想推進室」で掲げられた「人生 100 年時代構想会議中間報告」によると、海外の研究（リンダ・グラットン著書「ライフシフト」で引用されている研究）では、2007 年に日本で生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。

また、高齢者を 65 歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」、70 歳まで雇用するための「高齢者就業確保措置」が施行され、高齢者の就労による社会参加が増えています。それに伴い、65 歳以上の高齢者向けに、「**雇用保険マルチジョブホルダー制度**」が 2022 年 1 月 1 日に施行されました。

ダブルワークをされている 65 歳以上のパートタイマーの方から申出があった場合、事業主は書類の記載等必ず対応しなければなりません。「雇用保険マルチジョブホルダー制度」について理解を深める一助として、今回の KS 法改正ニュースレターをご活用ください。

1. 雇用保険マルチジョブホルダー制度 とは

複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうちの 2 つの異なる事業所での勤務を合計して下記の加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度です。

2. 雇用保険の加入条件

従来の雇用保険制度と雇用保険マルチジョブホルダー制度の加入条件の違いは以下のとおりです。

| | |
|------------------|---|
| 従来の雇用保険制度 | ①主たる事業所での 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ②31 日以上雇用されることが見込まれること ①②両方の条件を満たすと加入義務があります。 |
| 雇用保険マルチジョブホルダー制度 | ① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上 の労働者であること ②（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満の） 2 つの（異なる事業主である）事業所の労働時間を合計した 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 であること ③ 2 つの事業所の それぞれの雇用見込みが 31 日以上 であること 全ての条件を満たし、 労働者本人が希望した場合 に、事業主は加入させる義務があります。 |

3. 加入手続きの方法

上記 3 つの要件を全て満たした**労働者本人**が申出を行うことにより、マルチ高齢被保険者となりますので、従業員に周知をお勧めします。

| | |
|--------------|--|
| いつから加入できる？ | ハローワークに 申出をした日 （申出日より遡って加入することはできません） |
| どこで手続きすればよい？ | 労働者本人の住所又は居所を管轄するハローワーク |

| | |
|---------|---|
| 必要な書類は？ | <p>2 社分の[雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届]</p> <p>※事業主は〔事業主の記載事項〕を記入する必要があります。</p> <p>確認資料（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書/労働条件通知書/雇入通知書 等 契約条件が分かる書類 ・出勤簿（原則として記載年月日の直近 1 か月分） 出勤状況が分かる書類 <p>※その他状況に応じて、賃金台帳や労働者名簿が必要になる場合があります。</p> |
|---------|---|

4. マルチ高年齢被保険者は、どのような給付が受けられますか？

以下の条件を満たすと、高年齢求職者給付金が一括で支給されます。

| | |
|-----|---|
| 条件 | <p>①離職の日以前 1 年間に、被保険者期間が通算して 6 か月以上あること。</p> <p>②失業の状態にあること。</p> |
| 支給額 | <p>被保険者期間 1 年未満：基本手当相当額の 30 日分</p> <p>被保険者期間 1 年以上：基本手当相当額の 50 日分</p> <p><基本手当相当額とは？></p> <p>離職した日の直前 6 か月間の総支給額（保険料等控除前の額。賞与は除く）を 180 で除した額（賃金日額）の 5 割～8 割（割合は賃金日額によって変動します）</p> |

他にも育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等を受けることができます。

5. どのようなときに資格喪失の手続きが必要ですか？

以下のいずれかに該当した場合に**マルチ高年齢被保険者本人**が資格喪失の手続きを行う必要があります。

- ①失業した場合
- ②契約変更等により、1 つの事業所での週所定労働時間が 20 時間以上になった場合
→マルチ高年齢被保険者としての資格を喪失し、通常の被保険者としての資格を取得することになります。
通常の被保険者としての資格取得の手続きについては、事業主が行う必要があります。

6. 任意脱退はできますか？

任意脱退することはできません。

7. マルチ高年齢被保険者の離職理由は、雇用関係助成金の支給に影響しますか？

雇用調整助成金やキャリアアップ助成金等、雇用関係助成金の支給には影響しません。

↓ 詳細は以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389_00001.html

【重要】雇用保険マルチジョブホルダー制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508_00002.html Q&A～雇用保険マルチジョブホルダー制度～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838542.pdf> 事業主向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838540.pdf> 労働者向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838543.pdf> 雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット

気になる点がございましたら、是非お気軽にお問い合わせください。